

10 住宅・土地、公共工事関係

(1) 住宅・土地、公共工事分野の基本方針

近年の国民の意識・要求の変化・多様化、現在の我が国の経済状況、ITの飛躍的な向上と普及、少子高齢化の進展、環境意識の高まり等の社会・経済情勢の変化は、従来の量的需要の拡大という目標に代えて質的な面を重視するなど、これまでとは異なる都市・地域整備、住宅・社会資本整備の理念・手法の必要性を惹起している。こうした社会・経済の情勢変化を的確に把握し、又は先取りし、必要な制度の再構築を行う。

(2) 住宅・土地、公共工事分野の重点事項

不動産の流動化

現下の経済情勢を踏まえ、不動産の流動化を促進する観点から、不動産競売制度をより使いやすい制度とするよう必要な改善を図るとともに、不動産情報の開示について検討を進める。

中古住宅ストックの活用

中古住宅市場の整備を積極的に展開できる環境整備を行う。また、現行の建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）の見直しについての検討を進めるとともに、マンションの建て替えが円滑に実行できるようにするための施策を推進する。

土地の有効利用の促進

個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画としての土地利用基本計画が果たすべき機能について検討を進めるとともに、改正された都市計画法（昭和43年法律第100号）について地方公共団体が円滑に施行できるよう、技術的助言の周知を図る。

公共事業等の新たな手法

意思決定の透明性とアカウンタビリティ、合意形成過程における関係者の満足度の向上を図るため、パブリック・インボルブメントのモデル的導入を推進する。